



第 4 号様式

流 教 生 第 3 1 1 号

令和 7 年 2 月 2 8 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 吉田 瑞穂



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付け、流監第 1 0 7 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種類別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部文化芸術・生涯学習課	指摘	補助金の交付事務において、要綱に定められた補助対象者の要件に関する記載が一部不足している事案があった。 また、当初の交付決定及び概算交付額から変更が生じたものの、変更交付申請書の提出を受けず、実績報告書をもって補助額を確定し、返納を受けている事案が確認された。補助金等交付規則や要綱等に基づく適正な事務手続を求める。	令和6年度姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金については、交付申請書や添付書類の記載不足を防止するため、受付及び決裁時に活用するチェックリストを作成し、記載内容を十分確認の上、適正な事務手続を行いました。 学校警察連絡協議会活動事業費補助金については、補助金交付申請の受付時に、交付決定及び概算交付額から変更が生じた場合は変更交付申請書を提出するよう申請者に求めるとともに、職員への周知徹底を図りました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。